

# むつ市犯罪被害者等支援ハンドブック

---

～被害者とその家族のために～



～小さな勇気 きっと誰かの 大きな支え～  
あなたやあなたの大切な人も含め  
誰もがある日突然犯罪に遭い  
犯罪被害者となる可能性があります  
身近に犯罪の被害に遭われた方がいたら  
まずは自分から勇気を出して寄り添い  
皆で支え合える社会をつくっていきましょう

青森県むつ市

# 目 次

## むつ市の相談窓口

1	犯罪被害者等支援の総合的対応窓口.....	1
2	経済的支援に関する相談	
(1)	高額療養費の支給.....	1
(2)	医療費の一部負担金の徴収猶予および免除.....	1
(3)	後期高齢者医療保険料の納付に関する相談.....	1
(4)	介護保険料の納付に関する相談.....	1
(5)	子育てに係る負担の軽減.....	1. 2
(6)	市税の減免や納付に関する相談.....	2
(7)	生活保護.....	2
(8)	市営住宅への入居.....	2
(9)	母子生活支援施設への入所.....	2
(10)	就業の支援.....	3
(11)	消費生活に関する相談.....	3
(12)	多重債務に関する相談.....	3
3	精神的・身体的被害の回復・防止等に関する相談	
(1)	保健師による健康相談.....	3
(2)	子育ての悩み相談.....	3
(3)	こどもの権利相談.....	4
(4)	DV相談.....	4
(5)	障がい者虐待への対応.....	4
(6)	高齢者虐待への対応.....	4
(7)	身体の障がいに関する相談.....	4
(8)	住所情報の保護.....	5

## 関係機関の相談窓口

- 4 青森県の総合的対応窓口..... 5
- 5 青森県警察本部の相談窓口..... 5
- 6 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援 6
- 7 あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援..... 6

## 被害者支援施策

- 8 市からの見舞金について..... 7. 8

犯罪によって受けた被害に関する支援は、あまりなじみのないものであります。そのため、市では犯罪被害者等が受けることができる支援について、市及び関係機関の相談窓口をハンドブックにまとめ、情報を早期に、かつ包括的に提供いたします。

### ●むつ市犯罪被害者等支援条例

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、子ども、女性、高齢者、障害者その他特別の配慮を要する犯罪被害者等に対し前項の相談及び情報の提供等を行うに当たり、専門的知識を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給等)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

## 1 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等から相談や問合せがあった場合、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>市民連携課 広聴連携 G TEL 0175-22-1111 内線 2154</p>
---	--

## 2 経済的支援に関する相談

(1) 高額療養費の支給	<p>国保世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。</p>	<p>国保年金課 国保 G TEL 0175-22-1111 内線 2431～2435</p>
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予及び免除	<p>国保世帯の第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予または免除の相談に応じます。</p>	
(3) 後期高齢者医療保険料の納付に関する相談	<p>後期高齢者医療保険料について、納付困難となった場合など、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>国保年金課 年金・後期 G TEL 0175-22-1111 内線 2441～2445</p>
(4) 介護保険料の納付に関する相談	<p>介護保険料について、納付困難となった場合など、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>介護保険課 介護保険 G TEL 0175-22-1111 内線 2563・2564</p> <p>税務課 収納 G TEL 0175-22-1111 内線 2232～2236</p>
(5) 子育てに係る負担の軽減 (出産) ◆ 助産制度	<p>妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産に係る費用を助成します。</p>	<p>子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2526～2528</p>

<p>(育児)</p> <p>◆ 児童扶養手当</p>	<p>父若しくは母と生計を同じくしていない、または父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父または養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。</p>	<p>こども家庭課 子育て給付 G T E L 0175-22-1111 内 線 2514~2516</p>
<p>(教育)</p> <p>◆ 就学費用の援助</p>	<p>経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。</p>	<p>教育委員会 総務課 学務 G T E L 0175-22-1111 内 線 3116</p>
<p>(6) 市税の減免や納付に関する相談</p>	<p>市税等の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>T E L 0175-22-1111</p>
	<p>【市・県民税の減免】</p>	<p>税務課 市民税 G 内 線 2212~2217</p>
	<p>【固定資産税の減免】</p>	<p>税務課 固定資産税 G 内 線 2222~2226</p>
	<p>【国民健康保険税の減免】</p>	<p>税務課 市民税 G 内 線 2212~2217</p>
	<p>【市税の納付相談】</p>	<p>税務課 収納 G 内 線 2232~2236</p>
<p>(7) 生活保護</p>	<p>専門の職員が対応いたします（生活困窮者主任相談支援員）</p>	
	<p>生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。</p>	<p>生活福祉課 保護第1・2 G T E L 0175-22-1111 内 線 2539~2540 2543~2546</p>
<p>(8) 市営住宅への入居</p>	<p>犯罪被害及びDV被害等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に関する相談に応じます。</p>	<p>住宅政策課 市営住宅 G T E L 0175-22-1111 内 線 2764~2766</p>
<p>(9) 母子生活支援施設への入所</p>	<p>18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。</p>	<p>子育て支援課 T E L 0175-22-1111 内 線 2526~2528</p>

(10) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2526～2528
(11) 消費生活に関する相談	商品・サービスに関する苦情や事業者とのトラブルなどの相談に応じ、助言や情報提供を行います。	むつ市消費生活センター (市民連携課内) TEL 0175-22-1111 内線 2158・2159 直通 0175-22-1353
(12) 多重債務に関する相談	借金問題に関する相談に応じ、債務整理が必要な場合は、弁護士の無料相談へつなぎます。	時間 月～金 8:30～17:15 (土日祝・年末年始除く)

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等に関する相談

(1) 保健師による健康相談	健康に関すること、精神保健に関することについて本人や家族、関係者などの相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康づくり推進課 TEL 0175-22-1111 内線 2571～2575
(2) 子育ての悩み相談	こども家庭センター【～Smile Kids Office～にっこりっこ】 専門の職員が対応いたします（保健師、家庭児童相談員等）	
	子どもへの関わり方等、子育てに関する相談や児童虐待に関する相談に応じます。	子育て支援課 <子育てに関する相談> TEL 0175-22-1111 内線 3714～3719 直通 0175-22-2244 <児童虐待に関する相談> 内線 2526～2528
	専門の職員が対応いたします（こどもの権利相談員等）	

<p>(3) こどもの権利相談</p>	<p>友人関係、家族関係、学校のことなど悩みや困りごとに対する相談に応じます。</p>	<p>子育て支援課 直通 0175-22-1126</p>
<p>(4) DV相談</p>	<p>専門の職員が対応いたします(女性相談支援員等)</p>	
	<p>配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。</p>	<p>子育て支援課 TEL 0175-22-1111 内線 2528</p>
<p>(5) 障がい者虐待への対応</p>	<p>専門の職員が対応いたします(社会福祉士等)</p>	
	<p>障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携し、障がい者を守ります。</p> <p>※耳の不自由な方のために 手話通訳員もおります。</p>	<p>障がい福祉課 TEL 0175-22-1111 内線 2593～2598</p>
<p>(6) 高齢者虐待への対応</p>	<p>専門の職員が対応いたします(社会福祉士等)</p>	
	<p>高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。</p>	<p>地域包括支援センター TEL 0175-22-1111 内線 2556～2559</p> <p>介護保険課 介護保険G 内線 2563・2564</p>
<p>(7) 身体の障がいに関する相談</p>	<p>犯罪等の被害により身体に障がいが残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。</p> <p>※耳の不自由な方のために 手話通訳員もおります。</p>	<p>障がい福祉課 TEL 0175-22-1111 内線 2593～2598</p>

(8) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。	市民課 窓口サービス G TEL 0175-22-1111 内線 2411~2414
-------------	--	--

#### 4 青森県の総合的対応窓口

具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	電話 <受付時間> 月～金 午前8:30～午後5:15 (土日祝日、年末年始を除く)	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課 (県庁北棟7階) TEL 017-734-9232
------------------	---	--

#### 5 青森県警察本部の相談窓口

警察安全相談	DVなどの暴力相談・ストーカー相談 高金利に関する相談・サイバー犯罪に関する相談 薬物乱用などの相談・振り込め詐欺などの相談 <相談受付時間> 月～金 午前8:30～午後5:00 (土日祝日、年末年始を除く)	青森県警察本部 警察安全相談室 TEL 017-735-9110 (短縮#9110) *直接来訪しての相談も可能です。 *各警察署にも「警察安全相談窓口」が設置されています。 むつ警察署(安全相談窓口) TEL 0175-22-1321
性犯罪被害に関する相談	性犯罪の被害などに関する相談 <相談受付時間> 毎日24時間 平日8時30分～17時15分は女性警察官が対応可能。上記以外の時間帯は当直職員で対応するため、男性警察官が対応する場合があります。	青森県警察本部捜査第一課 性犯罪被害110番 TEL 0120-89-7834 (短縮#8103)
少年被害に関する相談	少年の被害、悩み、子供についての心配ごとに関する相談 <相談受付時間> 午前8:30～午後5:15 (土日祝日・年末年始を除く)	ヤングテレホン 青森県警察本部少年課 TEL 0120-58-7867 むつ警察署(安全相談窓口) TEL 0175-22-1321

## 6 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援

各種相談及び支援	<p>電話及び面接による相談          専門相談          (臨床心理士によるカウンセリング及び          弁護士による法律相談)          付添い支援          (病院、警察、法廷等への付添い)          &lt;相談受付時間&gt;          午前9:00~午後5:00          (土日祝日・年末年始を除く)</p>	<p>公益社団法人あおもり          被害者支援センター          犯罪や交通事故被害に関          する相談          TEL 017-721-0783</p>
----------	---	---

## 7 あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援

各種相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談(電話・面接)</li> <li>・支援のコーディネート              (他の支援機関の情報提供、要望による              相談内容の引継ぎ等)</li> <li>・専門相談              (臨床心理士によるカウンセリング及び              弁護士による法律相談)</li> <li>・産婦人科医療機関等の紹介・付添い              付添い支援              (病院、警察、法廷等への付添い)</li> </ul> <p>&lt;相談受付時間&gt;          午前9:00~午後5:00          (上記受付時間以外、土日祝日・年末年          始は国のコールセンターに繋がります。)</p>	<p>あおもり性暴力被害者          支援センター          性暴力被害専用相談電話          「りんごの花ホットライ          ン」          TEL          017-777-8349</p>
----------	---	--

◆ 本センターは、県が設置し、公益社団法人あおもり被害者支援センターに運営を委託しています。

※青森県、青森県警察、(公社)あおもり被害者支援センター、青森県産婦人科医会は、性暴力被害者

への支援における連携・協力に関する協定を締結しています。

## 8

## 「むつ市犯罪被害者等見舞金」のご案内

市では、犯罪行為により被害に遭われた方、又はそのご遺族に対しまして、見舞金を支給しております。

見舞金の種類、支給の要件、申請に必要な書類等につきましては、以下のとおりです。

## -----見舞金の種類-----

- 遺族見舞金……30万円(犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給)
- 重傷病見舞金……10万円(犯罪行為により1か月以上の重傷病を負った方に支給)



## -----見舞金支給の内容-----

支給の要件	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察に被害が認知された犯罪行為であること</li> <li>○ 犯罪被害者がむつ市民であること</li> <li>○ 遺族が被害発生時から継続してむつ市民であること</li> <li>○ 遺族が配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)又は被害者の二親等以内の血族(第1順位遺族)であること</li> </ul>
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察に被害が認知された犯罪行為であること</li> <li>○ 犯罪被害者が被害発生時から継続してむつ市民であること</li> </ul>
支給できない場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪発生時に加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合</li> <li>○ 犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行った場合</li> <li>○ 暴力団員等である場合</li> <li>○ 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合</li> </ul>
申請期限		○ 犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害発生日から7年以内
申請に必要な書類	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ むつ市遺族見舞金支給申請書(様式第1号)</li> <li>○ 被害者の住所と遺族の犯罪発生時からの住所を証明できる書類(住民票等)</li> <li>○ 被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等)</li> <li>○ 被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等)</li> <li>○ 被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類</li> </ul>
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ むつ市重傷病見舞金支給申請書(様式第2号)</li> <li>○ 被害者の犯罪被害時からの住所を証明できる書類(住民票等)</li> <li>○ 負傷又は疾病の状況と1か月以上の療養期間が確認できる医師の診断書等</li> </ul>
問合せ先 申請窓口		むつ市政策推進部市民連携課 〒035-8686 むつ市中央1-8-1 電話番号:0175-22-1111 受付時間:月~金曜日 午前8時15分~午後5時15分 (祝・休日、年末年始を除きます。)

## 見舞金についてのQ&A

Q	遺族見舞金の対象となる「遺族」とは、だれを指しますか？
A	<p>遺族見舞金の支給を受けるご遺族は、むつ市民である第1順位遺族と定めており、その順位は次のとおりです。(○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)</li> <li>2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹</li> <li>3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹</li> </ol> <p>第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者としてご請求ください。なお、これに関わらず遺族間で協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができます。</p>
Q	重傷病見舞金の対象となる「重傷病」とは、なにを指しますか？
A	重傷病とは、負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいいます。
Q	現住所がむつ市外の者です。ある日、むつ市で暮らす家族が犯罪に巻き込まれ亡くなりました。この場合、むつ市外で暮らす遺族は、見舞金を受け取ることができますか？
A	見舞金の支給対象者は、市内に住所を有している方となります。従いまして、現住所が市外の方は見舞金を受け取ることができません。
Q	旅行などで市外を訪れていた際、犯罪に巻き込まれました。この場合、見舞金を受け取ることができますか？
A	犯罪の発生場所は、市内であるかどうかは問いませんので、見舞金を受け取ることができます。
Q	犯罪被害後に、むつ市外へ転出した場合でも見舞金を受け取ることができますか？
A	犯罪発生時から申請時までの間、継続してむつ市民である方を対象としております。申請前に市外へ転出された方は、見舞金を受け取ることができません。
Q	交通事故による被害は、見舞金の支給対象となりますか？
A	この制度は、犯罪行為による被害を対象としています。過失による交通事故の場合は、支給の対象となりません(ただし危険運転致死傷罪に該当する事件は対象となります)。
Q	犯罪被害であれば、どのような場合でも見舞金の支給対象となりますか？
A	<p>犯罪被害であっても、次の場合は対象とならないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪行為が行われたときに、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合</li> <li>○ 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪被害を教唆し又は幫助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合</li> <li>○ 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、暴力団員等である場合</li> <li>○ その他見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合</li> </ul>

R6.12月 むつ市犯罪被害者等見舞金支給要綱制定



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

〔発行元〕

〒035-8686 むつ市中央一丁目 8-1  
むつ市役所政策推進部市民連携課  
TEL 0175-22-1111 FAX 0175-23-0234  
E-mail [renkei@city.mutsu.lg.jp](mailto:renkei@city.mutsu.lg.jp)

令和8年4月